

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年7月2日)

- | | | |
|---------------------------------|---------|-------|
| 1 国の出先機関改革に係る動きについて | 【企画課】 | 1ページ |
| 2 関西広域連合6月臨時会及び関西広域連合委員会の概要について | 【企画課】 | 別 紙 |
| 3 若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について | 【交通政策課】 | 19ページ |
| 4 特急スーパーはくとの車内販売の実施計画について | 【交通政策課】 | 20ページ |
| 5 イオンレイクタウン鳥取県フェアの開催結果について | 【交通政策課】 | 21ページ |

企 画 部

国の出先機関改革に係る動きについて

平成24年7月2日
企画課

1 政府の「アクションプラン推進委員会」

- (1) 政府の「アクションプラン推進委員会」(平成24年6月8日開催)で示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(概要)」及び「市町村の意見反映の仕組み(案)」は、別添のとおり。
- (2) その際、関西広域連合として提出した意見は、次のとおり。
- ① 「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき。
 - ② 「国の関与は地方自治法第245条に規定する範囲」であることを確認すべき。
 - ③ 持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されなければならない。
 - ④ 市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき。
 - ⑤ 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。
 - ⑥ 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。
 - ⑦ 緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。併せて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。
 - ⑧ 財政上の措置について、事務事業や人員と合わせた「丸ごと」移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続を整えるべき。

2 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の今国会提出に係る要請等

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の今国会への提出を求めるため、関西広域連合が、次の要請等を行った。

- (1) 国出先機関の移管推進に関する要請
(平成24年6月13日、嘉田関西広域連合国出先機関対策委員長)
- (2) 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の早期提出を求めるコメントの発出
(平成24年6月21日、井戸関西広域連合長及び嘉田関西広域連合国出先機関対策委員長)

3 中国地方知事会による共同アピール(報告済み)

中国地方知事が、「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度」に係る共同アピールを行った(平成24年6月1日)。その内容は、別添のとおり。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようとするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用する主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であつて、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6 ①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

等

6 事務等移譲計画の認定

① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めるようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
- ・事務等移譲計画の目標
- ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

等

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

- ⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものをお除く。）を政令で定めることができる。

③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(注)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聞くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

（注）広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

市町村の意見反映の仕組み（案）

内閣府地域主権戦略室

1. 趣旨

移譲事務等を特定広域連合等が処理するに当たっては、当該特定広域連合等の区域内市町村の行政運営に一定の影響を及ぼすと考えられることから、事務等移譲計画の作成、移譲事務等の実施に関する計画の作成それぞれについて市町村の意見を聞くことに加えて、移譲事務等の処理に関し特定広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場（以下「協議の場」という。）の設置を求めることする。

2. 根拠

協議の場の設置が必要な旨を事務等移譲基本方針に定める。

3. 概要（イメージ）

協議の場の具体的な仕組みは、特定広域連合等が地域の実情を踏まえつつ柔軟に設定することが可能であるが、具体的なイメージとしては以下のものが考えられる。

（1）構成

特定広域連合を構成する構成団体の長、構成府県毎の市長会、町村会、市議会議長会及び町村議会議長会の各代表者

（2）協議の対象

移譲事務等の処理に関し市町村の行政運営に影響を及ぼすと考えられる事項のうち重要なものの

（3）招集等

特定広域連合の長は、毎年度、一定回数、協議すべき具体的な事項を示して協議の場を招集する（臨時に招集することも可能。）。

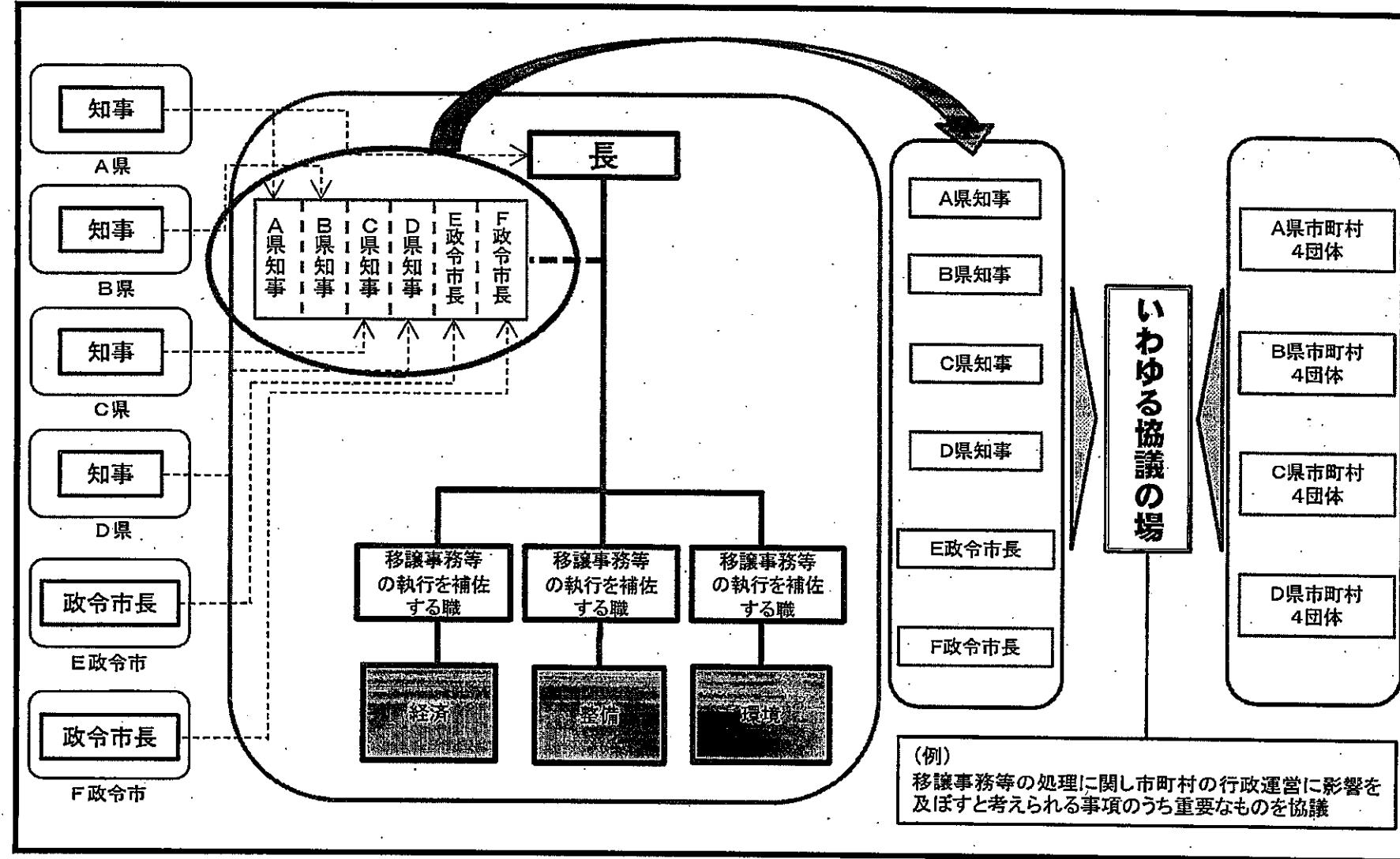
また、市町村関係者側から招集を求めることができる。

（4）協議結果の尊重

協議が調った事項については、協議の場に参加した者は、協議結果を尊重しなければならない。

市町村の意見反映の仕組み(表)(イメージ)

6



「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」
に対する関西広域連合意見

今回提示された法律案について、下記のとおり意見を提出する。

記

1 「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき

法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。(16～18条)

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 「国の関与は地方自治法245条に規定する範囲」であることを確認すべき

国の関与についても、政令委任規定となっているが、(これまでから主張してきたように) 地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第245条に規定する範囲」であることを確認すべき。

(また、当然のことながら機関委任事務の復活は認めない。)

3 持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されなければならない

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべきであり、持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。

4 市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき

事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聞くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのためには特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。

その他の留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

5 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

6 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

7 緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。

あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

8 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。

また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

改革を進めるための留意点（詳細）

1 移譲の根拠となる法律

「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき。

- 法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。(16～18条)

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 国の関与

「国の関与は地方自治法 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。

- 国の関与についても、政令委任規定となっているが、(これまでから主張してきたように) 地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。(16～18条)

- 「特定広域連合等が処理することとされている事務」について、「(都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるもの)」と規定されているが、「その他の政令で定めるもの」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであつてはならない。(附則 2 条)

3 事務の持ち寄り

持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されなければならない。

- 事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的な内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。(7条2項7号)

- 持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。(7条2項7号、4項、5項)

4 市町村との関係

市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき。

- 事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聞くことについて積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。（7条3項、19条2項）

5 移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

- 「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととするについての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）（略）」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。（2条3項）
- 構成府県の区域を超える区域に関する事務（例、三重県における熊野川流域の管理等）を実施するためには、当該区域を含む府県の関西広域連合への加入が必要とされているが、当該事務について、国に引き上げた上で広域連合に再委託するなど、別の手立てができるよう、柔軟な対応も可能とすべき。（7条2項、4項）

6 広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

- 特定広域連合委員会への意見聴取（20条4項）、移譲事務等の執行を補佐する職の設置（21条）など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。
- 移管後においては、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることはあってはならない。

7 緊急時対応

緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

- 「政令で定めるところにより、國の地方行政機關又はその職員とみなして」法令を適用する場合（23条）について、災害対策基本法のみならず、「その他の國の地方行政機關又はその職員に関する法令の規定」も含んでいるが、適用範囲は必要最小限に限定すること。
- この場合、特定広域連合の長から移譲対象特定地方行政機關を管轄していた行政機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力の要請権も必要と考えるが、この要請権は担保できるのか不明。

8 財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

- 「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。（38条）
- 財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。
- 現に移譲元特定地方行政機關により使用されている国有財産（移譲の日において整備中のものも含む）について、「当分の間、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、特定広域連合に無償又は時価より低い対価で使用させることができる」とこととされている。
「対価を求める国有財産」は何を想定しているか不明であるが、国出先機関の移管に伴い、地方へ新たな負担を課さないこと。
(仮に有償の場合、相応する財源は交付金措置を求めていく。) (附則3条)

国出先機関の移管推進に関する要請

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の今国会への提出に向けた手続きが大詰めを迎えている。

国出先機関の原則廃止は、閣議決定を経た政府の方針として、これまで取組が推進されてきたところである。

関西広域連合は、広域行政を担う法的主体として、国出先機関の事務・権限の受け皿となり、関西全体の最適化を図りながら、地域課題を解決していく覚悟と能力を備えており、移管によるメリットを十分に発揮させていく決意である。

政府におかれでは、今国会に法案を提出するという野田総理大臣の固い決意のもと、地域主権改革の理念に則り、速やかに手続きを進め、法案成立に尽力されるよう強く求める。

平成24年6月13日

内閣府特命担当大臣（地域主権推進）	川端 達夫 様
内閣府副大臣	後藤 斎 様
総務大臣政務官	福田 昭夫 様
民主党政策調査会会長	前原 誠司 様
民主党地域主権調査会会长	海江田万里 様
民主党地域主権調査会事務局長	山花 郁夫 様
民主党地域主権調査会会长代行	逢坂 誠二 様

(※実際の手交文書は、各々お一方のみを名宛て人として記載)

関西広域連合国出先機関対策委員会
委員長 嘉 田 由 紀 子

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の 早期提出を求めるコメント

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の閣議決定が遅れていることは、誠に残念でなりません。

政府・与党は、マニフェストに「国の出先機関の原則廃止」を掲げられ、一昨年12月には「アクション・プラン」を閣議決定し、その実現に向けて全力で取り組んでこられました。

このため、昨年来、政府とともに真摯に議論して参りましたが、本年6月8日に開催された「第9回『アクション・プラン』推進委員会」において提示された案で、法案とりまとめは概ね終了しているものと考えます。

関西広域連合としては、政府が新たなスケジュールを早急に提示のうえ、延長後の国会においてこの法律案の提出を行うことを強く求めます。関係各位におかれでは、地域住民にとって実りある改革となるよう、ご理解とご支援をお願いします。

平成24年6月21日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田 由紀子

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について

政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、今通常国会に法案を提出することを目指すとされた。

その後の政府の検討は、遅々として進まず、地方としては改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたところである。

中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、国の検討状況も踏まえながら、広域連合の設立に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、先般、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」やその後示された法案骨子については、我々から見て、国の強い関与や不明確な財源など、いくつもの問題を内包しており、「地域のことは地域で決める」という地域主権改革の本来の趣旨と合致しないものとなるおそれがある。

さらに、移管する業務の範囲の決定については先送りされるとの懸念がある。

政府においては、「一丁目一番地」の政策であるとうたった地域主権改革を成し遂げ、真の分権型社会を実現するため、出先機関の原則廃止を確實に実行するとともに、関係法案の立案や詳細な制度設計に当たっては、我々地方の意見に十分に耳を傾け、地域の実情に応じた国の出先機関の事務・権限の移譲等が行われるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の方針に沿わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、國の考え方を早期に示すこと。

2 執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に關し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くとされているが、特定広域連合の組織については、地方の自主性・主体性が發揮できるようにすること。

3 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするとされているが、柔軟な対応が図られるようにすること。

4 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、移譲の条件とはせず、地方の自主性・主体性に委ねること。

5 移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。なお、移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

6 国の関与等

国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設けるなどとされているが、最小限のものとすること。また、移譲事務等に対する事業計画についても、同意が必要な内容は最小限のものとするとともに、同意を得る期間の終期設定を検討すること。

移譲事務等は原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務としても、それは当面の時限的な措置とし、見直しを検討すること。

7 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

8 財源

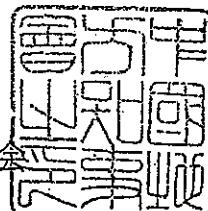
移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じるとともに、早期に財源フレームを明らかにすること。また、財源措置について不服がある場合は、特定広域連合から内閣総理大臣へ意見書等の提出ができるよう手続の整備を検討すること。

9 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会議



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎彦成
山口県知事	二井英関

若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について

平成24年 7月 2日
交 通 政 策 課

若桜鉄道株式会社の第25期定時株主総会が、6月26日に開催され、平成23年度営業報告等が次のとおり承認されました。

〈概要〉

平成23年度の鉄道事業の輸送人員は、全体で対前年106%であった。これは、鳥取方面から八頭高校への通学客が増えたことに起因している。しかしながら、東日本大震災の影響で普通旅客が大幅減となつたほか、通勤客も減少の結果となった。

営業損益については、増加した鳥取方面からの通学定期は、「郡家一八頭高校前」の短距離であり大きな収入とならなかつたこと、車両修繕費が増えたことなどにより約968万円の赤字となつた。

収支全体では、SL体験運転、売店等の売上げなどの営業外収入が伸びたことや、経費節減に努めた結果、約87万円の黒字を確保した。

〈平成23年度の営業報告〉

1 列車利用状況

区分	H23年度 (人)	H22年度 (人)	差引増減 (人)	前年度比 (%)	主な増減の要因
普通旅客	118,605	124,715	△6,110	95	東日本大震災による観光旅客の減
通勤旅客	39,588	40,812	△1,224	97	過疎化、車への転換
通学旅客	261,608	231,764	29,844	113	鳥取方面からの八頭高校生の増
合計	419,801	397,291	22,510	106	

2 収支状況

区分	H23年度 (千円)	H22年度 (千円)	差引増減 (千円)	前年度比 (%)	主な減の要因
営業収益①	197,135	187,886	9,249	105	受託費の増
営業費用②	206,822	193,831	12,991	107	車両修繕費の増
営業損益③(①-②)	△9,688	△5,945	△3,743	162	
営業外収益④	11,349	9,825	1,524	116	SL体験運転など観光収入
営業外費用⑤	789	1,616	△827	49	商品仕入の減
営業外損益⑥(④-⑤)	10,560	8,209	2,351	129	
経常損益⑦(③+⑥)	872	2,264	△1,392	39	

〈参考〉平成24年度の利用促進の取組について

蒸気機関車や開業当時から現存する転車台、トロッコ列車、ブルートレイン等を利用した観光利用促進に注力する。また、引き続き沿線住民の乗車運動の促進などの取組を引き続き進めていく。

- ・蒸気機関車や開業当時から現存する転車台等の見学団体ツアーレの受入
- ・蒸気機関車の体験運転、トロッコ列車の乗車体験の実施
- ・シルバー定期、ファミリーキップ等の企画キップの発売
- ・「8・8隼駅まつり」など沿線地域のイベントとの連携
- ・花見列車、芋煮列車、雪見列車等の企画列車の運行

特急スーパーはくとでの車内販売の実施計画について

平成24年7月2日
市 場 開 拓 課
交 通 政 策 課

県内イベントや観光地、県産品などのPR及び販売を行い、観光誘客、県産品の販売促進を図るため、特急スーパーはくとに観光物産アテンダントを試験的に乗車させ、効果検証を行う。

1 実施期間 平成24年8月から平成25年1月

2 実施区間

鳥取駅～上郡駅間

3 販売する便

特急スーパーはくと1日7往復のうち、4往復に乗車する。

【観光物産アテンダントのシフト（1日当たり、2名が乗車・1名が商品補充などの地上要員）】

シフトA

シフトB

地上要員

	鳥取駅	上郡駅
集合	8:00	
4号	8:53 → 10:01	
3号	11:57 ← 10:48	
休憩		
8号	12:54 → 13:59	
7号	15:54 ← 14:44	
解散	17:00	

	鳥取駅	上郡駅
集合	10:00	
6号	10:46 → 12:00	
5号	13:51 ← 12:43	
休憩		
10号	14:54 → 15:59	
9号	17:53 ← 16:44	
解散	19:00	

	鳥取駅
集合	8:00
鳥取駅での積込・積降業務	
解散	17:00

4 受託予定事業者 アベ鳥取堂

5 雇用人数 5人

6 販売内容

(1) 販売品目（主なもの）

弁当（元祖かに寿司、鬼太郎風呂茶漬け、ジオラマ弁当、まんが博弁当など）

飲料（諫訪娘白兎ワンカップ、梨・すいかチューハイ、缶ビール、大山みどり、砂コーヒーなど）

食物（焙りほたるいか、竹するめ等のつまみ、二十世紀梨ようかん、とっとりなしおゼリー等梨菓子など）

土産（旬の特産品（個包装）、宮本えりおフィギュアなど智頭急行限定商品など）

(2) その他

まんが博、特産品等の広告入り紙オシボリを配布

7 実施期間中の主なイベント

8～11月 国際まんが博

10～12月 山陰ディスティネーションキャンペーン

11月上旬 国際マンガサミット

イオンレイクタウン鳥取県フェアの開催結果について

平成24年7月2日
市場開拓課・東京本部
交通政策課・観光政策課
まんが王国官房

イオンリテール(株)との包括業務協定にもとづくタイアップ企画の第2弾として、埼玉県越谷市にある日本最大級のショッピングモールで鳥取県フェアを下記のとおり開催しました。

フェアでは、本県を代表するこの時期の旬の特産品、「鳥取すいか」と「境港産本マグロ」を中心と各種加工品、名産品を販売するとともに、「まんが王国とっとり」や「国際まんが博」、鳥取県の観光地の宣伝及び鳥取県への航空便利用促進等のPRを行い、本県への観光誘客を図りました。

記

1 テーマ 「鳥取県フェア」～「観光」・「食」・「まんが」の魅力満載～ 夏の鳥取大集合！

2 期 間 平成24年6月15日(金)～17日(日) 3日間

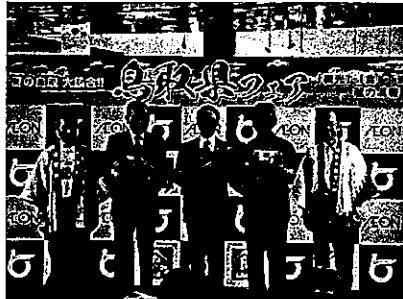
3 会 場 イオンレイクタウンmori (水の広場、木の広場、1階催事場、食品売場)
埼玉県越谷市東町2-8

4 主催者 鳥取県・(社)鳥取県物産協会・イオンリテール(株)

5 主なイベント内容

(1) トップセールス<6/16>

- ①出演者：平井知事、イオンリテール(株)村井社長、松本北栄
町長(参加市町代表)、JA鳥取中央福山組合長、
境港天然本マグロPR推進協議会大谷会長、
トリンドル玲奈、豊田香奈子(waonガール)
- ②概要：・平井知事による鳥取県の特産品や観光地、国際まんが博など鳥取県の魅力PR及び鳥取県フェアの紹介
・マグロとスイカのレプリカ贈呈によるPR など



(2) 旬の特産品PR

- ①マグロ解体ショー、試食・販売(境港天然本マグロPR推進協議会)
- ②スイカの試食・販売(JA鳥取中央)



(3) まんが王国とっとりの展示等

- ・ゲゲゲの鬼太郎ワールド：妖怪地図や妖怪秘密パネル、妖怪アパートのレプリカ等の展示
- ・名探偵コナンワールド：コナンアイテムのレプリカ、阿笠博士の愛車ビートル等の展示
- ・谷口ジロー先生ワールド：複製原画、作品紹介パネルの展示
- ・「国際まんが博」PRパネルと鬼太郎、コナン等の石膏像風オブジェの展示
- ・鬼太郎、コナン等の着ぐるみの店内練り歩き
- ・バードプリンセスによる国際まんが博のPR



(4) タレントショー
①トリンドル玲奈さんトークショー(6/16)
②松本若菜さんトークショー(6/17)

(5) 観光コーナー
・県及び4市町(鳥取市、米子市、岩美町、北栄町)の観光PR
・鳥取・米子への航空便利用促進のPR

(6) 郷土芸能等の披露
因幡の傘踊り、麒麟獅子舞、とうふるーと

(7) その他
・クイズ大会やジャンケン大会など県及び米子市、岩美町、北栄町のステージイベント
・ご当地キャラ(トリピー、トッキーノ、ヨネギーズ、夏味ちゃん、まこもっちゃん)によるイベント
・waonガールによるwaonカード(鳥取砂丘)のPR

6 物産販売

(1) 生鮮品(約30品目)

- ①鮮魚:本マグロ、アジ、白いか、タイ、ヒラメ、ツバス等
- ②青果物:すいか、メロン、らっきょう、白ねぎ、長いも(ねばりっこ)
- ③精肉:大山どり

(2) 加工品(催事出店:14社・88商品、委託販売:18社・177品目)

- ・とうふちくわ等練り物、ポイル紅ズワイガニ、ふろしき饅頭、打吹公園だんご、どら焼き二十世紀梨ゼリー、のむヨーグルト、梨サイダー、ウインナー・ハム、大山ビーフカリー、鬼太郎の好きなビーフカリー、白ネギと牛すじのスパイシーカレー、総菜(真いわしフライ紅ズワイガニクリームコロッケ、いわしカツ)、吾左衛門寿司、カツサンドなど

(3) 地酒(委託販売:6社・24品目)

- ・瑞泉純米酒、鷹勇特別純米、諏訪泉純米酒、千代むすび純米吟醸強力、稻田姫純米強力、北条ワインなど

7 成果について

今回の鳥取県フェアを通じて、鳥取県の食はもとより、国際まんが博をはじめとした観光誘客を大いにPRできた。

(1) 物産販売について

- マグロの解体ショーに見物人が殺到するなどマグロの売上げは好調であった。
- 来場者への試食を実施したすいかは「甘い。食感がよい」と大好評であり、ほぼ完売した。
- その他、生鮮品では「大山どり」、「洗いらっきょう」が、地酒では「梨のお酒」が、加工品では、「とうふちくわ」、「ふろしき饅頭」、「紅ズワイガニ」や「かに豆乳クリームコロッケ」などの売上げが好調であった。

(2) 観光PR等

- 「いつものイベントより人が多い」とのイオン側の感想。
- ゲゲゲの鬼太郎や名探偵コナン等の展示の前では、多くの人が記念撮影を行っていた。また、バードプリンセス等による国際まんが博のPRパフォーマンスも好評。
- とつとり観光親善大使等による山陰海岸ジオパークをはじめとする観光地PRに対し、「鳥取県のことは今まで知らなかつたが、是非行ってみたい」と言われる方や、鳥取・米子への航空便利用PRに対して、「鳥取は案外近い」と言われる方が多かった。

<参考:鳥取県とイオンとの連携>

○平成23年1月31日、包括提携協定を締結

・相互に緊密に連携することで、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、鳥取県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的に協定を締結した。

[連携事項]

- ①地産地消の推進と県産品の販路拡大 ②ICカード等の活用 ③環境施策の推進 ④高齢者及び障がい者の支援 ⑤子育て支援及び青少年の健全育成 ⑥教育の推進 ⑦健康増進と食育 ⑧観光情報・振興 ⑨災害対策、防災及び防犯 ⑩地域社会の活性化及び県民サービスの向上